

24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業に関するQ&A

○ 事業の採択基準について

問) 平成22年度補正予算による事業を実施した市区町村又は平成22年度予算の「市町村地域包括ケア推進事業」における「集合住宅等に居住する要介護高齢者等に対する総合相談支援事業」を活用した「夜間対応型訪問介護事業所等を活用した短時間巡回訪問事業」を実施した市区町村は優先的に本事業の内示が受けられるのか。

答) 平成22年度補正予算による「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業」は本事業の先行実施と位置付けていること、「夜間対応型訪問介護事業所等を活用した短時間巡回訪問事業」を実施した市区町村については事業の実施方法こそ異なるものの継続的に、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスに取り組んでいただいていると認められることから優先的に採択を行う事としている。また、後者により事業を実施した市区町村については、可能な限り本事業による実施を検討していただきたい。

○ 補助額の目安について

問) 補助額はどの程度か。

答) 補助額については、今後の市区町村からの協議状況によって多少変わる可能性はあるが、概ね2,000万円程度を上限額とする予定である。

問) 平成22年度予算の「市町村地域包括ケア推進事業」における「集合住宅等に居住する要介護高齢者等に対する総合相談支援事業」を活用した「夜間対応型訪問介護事業所等を活用した短時間巡回訪問事業」と本事業を同一市区町村で実施することは可能か。

答) 差し支えないが、例えば圏域、委託事業者、利用者をそれぞれ異にする等、それぞれの事業を明確に区分して行っていただきたい。

○ 国への報告

問) 国への報告に係る経費については補助対象となるのか。

答) 報告に係る旅費や資料作成に係る経費などについても補助の対象とする予定である。

○ 事業の委託先について

問) 事業の委託先はどのようなものが想定されるか。

答) 委託先については、既存インフラを活用する観点からも指定夜間対応型訪問介護事業者が想定されるが、この他にも24時間体制を有する指定訪問介護事業者、同一法人で指定訪問看護を実施する事業者、介護保険施設等の予め24時間体制を確保できると認められる事業者など、地域の実情に応じて検討されたい。

○ 事業の実施方法について

問) 事業の実施方法について参考とすべきもの、留意すべき事項はあるか。

答) 平成24年度創設予定の新サービスの基準・介護報酬については今後の社会保障審議会介護給付費分科会において議論を行うことになるが、平成22年度老人保健健康増進等事業における「24時間地域巡回型訪問サービスのあり方検討会」の報告書が平成23年2月25日付で公表されており、本事業の実施に当たっては、同報告書のサービスイメージや事業シミュレーション、訪問例等を参考として、市区町村において取り組んでいただきたいと考えている。

問) 利用者負担は必ず徴収しなければならないのか。

答) 本事業は、平成24年度創設予定の新サービス実施に向けてのモデル事業と位置付けており、本事業終了後には介護保険給付の対象となる予定のものである。こうした観点からも、実施要綱5の(8)に利用者は事業に要した費用の一定額を負担すべきものと明記している。なお、利用者負担額については、各市区町村において、適宜設定されたい。

問) 高齢者専用住宅等の入居者に限定して行うことは差し支えないか。

答) 効率的な事業運営を確保する観点から、そうした事業形態も差し支えないと考えるが、当該住宅の利用者に対象を限定せず、近隣地域に居住する利用者を対象として含られたい。

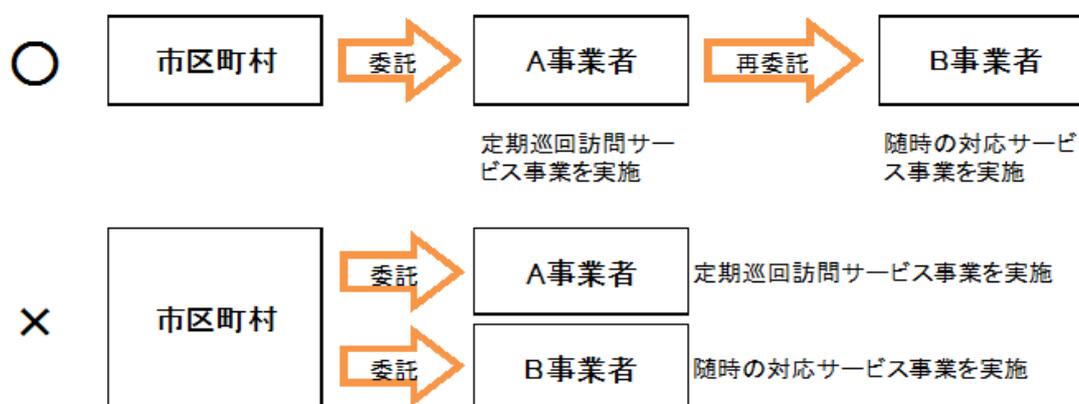
問) 連携する訪問看護事業所の看護師が、利用者の居宅に訪問して行うモニタリングやアセスメントについて、本事業の対象経費として差し支えないか。

答) 差し支えない。

問) 二以上の事業者へ委託することは可能か。また、定期巡回サービス事業と随時の対応サービス事業を別々の事業者へ委託することは可能か。

答) 地域の実情に応じて委託先が複数になることは差し支えないが、その場合においても補助額は概ね2,000万円程度が上限となることにご留意願いたい。なお、定期巡回訪問サービス事業と随時の対応サービス事業は一体的に行う必要があるため、これらを別の事業者へ委託する場合は再委託の手法を取られたい。例えば、事業の実施範囲によっては、夜間、遠方の利用者宅に随時の訪問が必要となる場合が想定されるが、その際には当該利用者宅付近の訪問介護事業者等へ事業の一部再委託を行うことにより、サービス提供の効率性を確保することも差し支えない。

(例) 事業の委託イメージ



○ 訪問サービスの内容について

問) 1回のサービスの内容が本人の安否確認や健康チェックのみであっても差し支えないか。

答) 結果として当初予定していたサービスが必要ではなかった場合や、適切なアセスメントに基づき、利用者の日常生活の継続に必要と認められる場合等において、複数回のサービスのうちの一部が安否確認や健康チェックのみであっても差し支えない。

○ 随時の対応サービス事業における通報設備について

問) 随時の対応サービス事業における通報装置にはどのようなものが想定されるのか。

答) 指定夜間対応型訪問介護におけるケアコール端末などが想定されるが、利用者が必要時に通報が行えると認められるのであれば利用者の携帯電話等でも差し支えない。なお、地域介護福祉空間推進交付金（ソフト交付金）により購入したケアコール端末が遊休している地域においては、この事業による有効活用も検討されたい。

問) 通報設備は夜間対応型訪問介護のオペレーションシステムを活用することも想定されるか。

答) オペレーターの兼務も含め、夜間対応型訪問介護の利用者の処遇に支障がない範囲であれば差し支えない。

○ 事業内容の検証等に関する事業

問) 検証の方法や対象については市区町村の任意の手法で差し支えないか。

答) 基本的には任意の手法で検証していただくが、その際は概ね次のような視点・観点から行っていただきたい。また、平成23年10月21日までに本事業の検証に係る中間報告を行っていただくこととしており、事業の早期実施について、ご協力方願いたい。

(1) 利用者に関する事項

ア 要介護度等の変化

イ 介護保険サービスの利用に関する意向

ウ 本事業におけるサービス利用の継続の希望（家族の希望も含む。）

エ 費用負担等に関する意向

(2) 随時の対応サービス事業に関する事項

ア 連絡のあった回数及び時間帯等

イ 連絡に対して講じた措置

(3) 事業全体に関する事項

ア 事業にかかった経費（人件費、管理費等）

イ 事業に従事した職員の資格・経験年数・人員数

ウ 訪問の回数、介護内容及び時間帯

エ 事業運営のための体制（人員配置、シフト等）

オ その他事業の実施に当たり特に留意した事項及び得られた効果等